



Title	戦略的相互作用と政策帰結：著作権政策形成過程のゲーム理論分析
Author(s)	京, 俊介
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/57921">https://hdl.handle.net/11094/57921</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	京俊介
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第23332号
学位授与年月日	平成21年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
	法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	戦略的相互作用と政策帰結－著作権政策形成過程のゲーム理論分析－
論文審査委員	(主査) 准教授 北村亘 (副査) 教授 河田潤一 教授 瀧口剛

### 論文内容の要旨

本研究の目的は、政策形成過程を経て生まれる政策帰結がどのような要因によって説明されるのかを明らかにすることにある。本研究が重視するのは、アクター間の戦略的相互作用である。本研究は、公衆や政治家があまり関心をもたない政策分野の典型的な事例として位置付けられる日本の著作権政策の形成過程について、ゲーム理論モデルに基づく通史的な事例分析を行うことを通じて、この問い合わせに対する答えを明らかにしていくことを試みる。

本研究の意義は、以下の三点に示す日本の政治学・行政学の文脈における従来の研究がもつ問題に対して、一定の解決策を提示することにある。

第一に、新制度論の導入以降、アクターよりも制度に注目する議論が多くなっている。制度に注目すること自体に問題があるわけではないが、政策帰結のヴァリエーションを説明するに際して、制度を過度に重視する説明には限界がある。「ゲームのルール」としての制度に従った行動をとることは予測されるかもしれないが、そのゲームを一定のルールで繰り返し行った場合に誰が勝者になるかということは、制度を重視する説明からは十分には明らかにならない。そこで本研究では、従来の制度論からは十分に説明できない政策帰結のヴァリエーションについて、アクターの戦略と利益から説明する。ただし、事例に基づくアドホックな説明に終始するのではなく、本研究は、ゲーム理論モデルを用いることで一般化を志向した説明を行う。これにより、制度論を踏まえた上での理論的な発展に貢献することを目指す。

第二に、日本の政治学における従来の研究では、政治家が主要なアクターとして直接的に関与する政策の形成過程にしか関心が寄せられず、そうではないものは政治学の研究の対象としてはあまり認識されてこなかった。本稿は、公衆や政治家があまり関心をもたない政策分野の政策形成過程を扱いながら、政治家が直接的に関与しない政策分野であっても、政治家が一定の影響力をもっていることを明らかにする。

第三に、第二の点とは逆に、行政学が扱ってきた政策形成過程は、主として行政内部の意思決定やそのための制度を扱うものであり、政治家の利益や行動を十分に捉えた分析はあまりなかった。本研究は、主として行政内部における意思決定および政策形成過程に注目しながらも、本人代理人論の視座から官庁の戦略的行動を捉えることにより、この点を補完する。

本研究の分析は以下のように進められる。初めに、先行研究を検討することにより、公衆や政治家があまり関心をもたない政策分野における政策帰結を説明する際の問題点を明らかにする。

具体的には、まず、知的財産法研究の文脈において法改正がどのように捉えられてきたかを検討する。次に、公衆や政治家があまり関心をもたない政策分野における主要なアクターである官庁と利益集団の政策形成過程における行動についての先行研究や、官庁・利益集団・政治家の相互作用から政策帰結を説明する先行研究を検討する。

上述した先行研究の検討から明らかになった問題点に留意しながら、ゲーム理論に基づいてモデルを演繹的に構築し、そこから検証すべき仮説を導出する。演繹的にモデルを構築することにより、本研究の扱う著作権政策以外の政策分野においても同じモデルを適用できるという意味で、モデルの一般化可能性を担保できる。本研究の仮説を、政策帰結に影響力を及ぼすとする利益集団の立場から整理すると、以下のようになる。すなわち、利益集団が自己の選好に近い政策帰結を実現できるかどうかは、利益集団が政治家を動かして自己に不利益な政策を修正できることを官庁に認識させているかどうかということに左右される。つまり、利益集団が政治家を活用するということが、政治家による政策の修正を回避しようとする官庁に対する「有効な脅し」として機能するかが重要である。

続いて、その仮説を著作権政策形成過程の事例分析で検証する。事例分析は、その性質から以下の三つに大別できる。

第一に、著作権法全面改正における五つの規定の改正を比較する。具体的には、写真の保護期間、レコード製作者の保護水準、応用美術の保護、レコード二次使用の範囲、映画の著作者・著作権者、である。同一の法改正内における比較を行うことは、政策形成過程における制度変数をコントロールした比較が可能になるという利点をもつ。このように制度による影響をコントロールした状態で、アクター間の戦略的相互作用が政策帰結をいかに説明するかを仮説の検証を通して明らかにするとともに、モデルの妥当性を確認する。

第二に、通時的な事例の比較を行う。具体的には、レコード貸与権の創設、私的録音録画補償金制度の導入、音楽CD還流防止措置の導入、私的録音録画補償金制度の見直し、である。これらの事例を分析することを通じ、演繹的に構築した戦略的相互作用を捉えるモデルとそこから導出された仮説が、これらの事例における政策帰結もまた説明可能であることが示される。

第三に、本研究の仮説を直接検証するための事例ではないが、本研究の仮説を補足する事例として、コンピュータ・プログラム著作権創設の事例の分析を行う。この事例では通産省と文化庁とが新規政策の管轄をめぐって対立したが、それらが提示した政策案は異なる行動原理から導かれたものであったと考えられる。従来の官僚行動研究において主たる対象とされてきた通産省の行動原理と、本研究の分析対象である著作権政策を所管する文化庁の行動原理とを比較することにより、新規リソースの獲得を目指すという一般的な官僚行動の理解とは異なる、法の整合性を維持することによって政治家からの自律性を獲得しようとする官僚行動のパターンが存在することを明らかにする。

本研究は、政治学および日本政治の理解に対して以下の二点にあげる貢献をなし得る。

第一に、本研究は、日本の政治・行政における活動のうち、量的な意味での大部分を射程に捉えている。公衆や政治家があまり関心をもたない政策分野は、行政国家化した現代の日本においては大多数を占めている。したがって、本研究によってそのような政策分野の特質が描き出されたとすれば、それは日本の政策形成過程の大部分の説明を可能にすることにつながる。

第二に、官庁・利益集団・政治家が政策形成過程に関与する条件を明らかにすることで、政策形成をめぐるそれらのアクター間の関係がどのような様相を帯びるかを説明できる。本研究では、政治家や利益集団が政策形成過程に関与するか否かという軸に基づき、政策形成過程の類型化を行った。これにより、政策形成過程におけるアクター間の関係がどのようなものになるかを、政党優位論や官僚優位論と関連付けながら説明する枠組みを提示することが可能になった。

## 論文審査の結果の要旨

学位申請論文は、伝統的に政治学や行政学が、政治的争点化した政策決定に過度な注意を払ってきた点および政治家と官僚の双方をともにリンクさせて政策的な帰結を分析してこなかった点を問題視し、相対的に政治的関心の低い領域での政策決定として著作権法の改正を取り上げている。

論文によれば、著作権法は一般法的な性格が強いために様々な要素を法律の中に内包しているという。それゆえにある時点での改正でどの要素が変化し、どの要素が変化しなかったのかという通時的な比較が可能となる。加えて、別の時点での改正でも同様の分析を行うことで時系列的な比較も可能となる。このような事例を本論文が発見できることそれ自体、本論文の研究戦略が事前に十分に練られていたことを示唆している。

本論文は、著作権法改正を、再選確率最大化を目指す与党政治家、利潤最大化やレント最大化を目指す利益団体、法的な一貫性を志向する行政官僚の政治過程と捉えて、不完備情報ゲームとして一般的な仮説を打ち出している。分析の結果、官僚が中心となって政策決定に影響を及ぼしているように見える領域であっても、政治家の意向が反映される可能性が明らかにされた。政治家による官僚の監視コストを最小化する方法として「火災報知器型」監視システムがしばしば指摘される。これは、政治家の意向が官僚たちによって無視されても、政策受益者たる利益団体が通報することで政治家は官僚の逸脱行動を是正しうるという枠組みである。自民党は、この監視システムを用いて専門性の高い著作権法の領域に自ら介入することなく安心して官僚に依存してきたと本論文は実証的に論じている。

本論文の分析で得られる知見は、既存の政治学や行政学が政治家と官僚の関係を二項対立的に論じてきたこととは大きく異なっている。また、事例分析に用いた分析枠組も一般的な応用可能性を強調したものである。日本の政治学や行政学が見過ごしてきた点を、ゲーム理論に依拠することで一般化しうる仮説で説明し、丹念な事例分析で検証するという研究スタイルは、審査委員会でも高い評価が与えられている。

本審査委員会は、2009年6月11日付で本学法学研究科に提出された京俊介氏提出の学位申請論文に対して学位授与に値する研究だと判断したが、詳細な点で判然としない部分については最終試験の際に質問を行うことにした。